

\*\*\*\*\*

# 家庭科の男女共修をすすめる会

ニ  
ュ  
ー  
ス  
  
№  
7

※発行日 50.8.10

※連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11

一部 50円

婦選会館内

TEL 03-370-0238

\*\*\*\*\*

## 第八回「家庭科の男女共修をすすめる会」集会報告

テーマ 「憲法と家庭科教育」  
日時 六月二一日 PM 一・三〇～四・三〇  
場所 婦選会館  
講師 星野安三郎氏（東京学芸大教授）

今回は、憲法や教育基本法と女だけの家庭科はどんなかわりをもつかという観点で専門家の立場から星野氏に講演をしていただいた。星野氏は次のように語った。

ここでは、憲法や教育基本法において女だけの家庭科がどのように考えられるかを原理的、歴史的な点から申し上げたい。憲法の男女平等規定は、一四条の原則規定

◎第八回「家庭科の男女共修をすすめる会」集会報告	(1)
△テーマ「憲法と家庭科教育」	(1)
◎日教組中央教育課程検討委員会中間報告について	(4)
◎「男女別学も変えましょー」	(8)
◎教課審委員 鎌坂二夫氏を訪ねて	(9)
◎日誌メモ	(12)
◎日本家庭科教育会での話題から	(9)
◎公開質問状に対する教育関係者の回答	(10)
◎テレビでも「家庭科男女共修プー」	(11)
◎上坂冬子氏に反論する	(12)
六月二十八日付 日経夕刊「家事・育児男に渡してなるものか」に対して	(12)

### 次回集会のおしらせ

#### 第9回討論集会

テーマ 「教育課程改訂と家庭科」  
 報告者 教育課程審議会の動向 半田たつ子  
 日教組教育制度検討委員会中間報告について 和田典子  
 参加費 200円  
 日時 9月6日(土)  
 PM 1:30 ~ PM 4:30  
 場所 婦選会館  
 渋谷区代々木2-21-11  
 TEL 03-370-0238

二四条の家庭生活における平等規定、二六条の教育の機会均等における平等規定、四四条の選挙権における平等規定からなっている。注目したいのは二四条で、個人の尊厳と両性の本質的平等の考え方である。

個人の尊厳—人間は他の尊厳にかえる事のできない尊厳であって、人間は一回限りの人生を男性も女性も借りものでない自分の意志で自主的、主体的に生きなければならぬ、そういう人間を作るのが教育の目的であると思ふ。

両性の本質的平等—男性と女性には違いがあるが、人間としては本質的に平等であり、女性も男性も同じ母体から生まれる。生物として、体力、知力も発達の仕方は基本的に変わらない。人間としての価値観（貧しさよりも豊かさを、抑圧よりも自由を、戦争よりも平和を……）は人間である限り同じである。そこから人間の本質的平等として、様々な人種、性別、思想、信条を越えてあらゆる権利を平等に保障せよという声が出てくる。そこで、教育基本法第五条の男女共学もでてくる。女性と男性の決定的な違いは母性機能、つまり、人間の生産という社会労働を担当できる女性と担当できない男性の違いである。（

私自身は妻が妊娠した時、始めてこの違いを悟った。）女性は二つの偉大な能力を持っているのに何故差別されてきたのだろう。

偉大な能力の一つは、命の生産に対する女性の役割。妊娠すると二四時間労働が一〇カ月続く。この命の生産に果たす女性の精神的、肉体的犠牲はきわめて大きいものである。社会主義社会ではこの労働を一年半〜三年にのみなし、年金支給が男性より五年早い。これは次のような理由による。人間の現状維持のためには、一組の夫婦から二・六人の子供が必要であり、人間の成長過程（共同社会の倫理を身につける等）で三人の兄弟が必要である。月毎の生理、出産、母乳の授乳等子供一人の命の生産について一年半〜三年、従って子供三人ならば四年半〜九年男性より労働の義務から早く解放されてもよいという事になる。

もう一つの能力は、命に対する愛情。命の尊厳に対する認識、その深さ、豊かさ、大きさ、強さに対し、男性は女性にはとてもかない、村来、命にかかわる職業、医療、教育、看護、衛生等は量的にも質的にも女性が大いに進出するようになると思ふ。このように男性に比べて二つの偉大な能力を持っている女性が何故歴史的、社会的に差別されてきたのだろうか。

別されてきたのだろうか問題である。私有財産制以来、階級差別と性差別ができてきた女性人間として生きる事が許されず、家内奴隷、観賞用ないし愛玩用奴隷、性交用奴隷という三つの奴隷ないし複合体として生きる事を余儀なくされて来た。技術・家庭の男女別学は母性機能を社会的分業に押し進め（本質的には差別に基づく）、平等だと考えている所が問題である。教育基本法の第五条でも、「母性機能の有無による考え方の違いは否定できないが、互いに特性を尊重し、敬愛し、協力する事で人間の力を発展させることができる。だから男女共学が教育上認められなければならない」と述べられている。

もう一つ注目すべきものとして一九六七年国連の婦人に対する差別撤廃宣言がある。第九条では「……女性に対しすべての段階の教育において男子と平等の権利を保障する為にすべての適切な方策がなされなければならない。……(b) 共学の施設であると否とを問わず、同一学課の選択、同一試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備でなければならない。」と述べられている。この観点からいくと、技術・家庭科は憲法や教育基本法ないし差別撤廃宣言に違反して

いるといえる。ところが田中耕太郎元文相等は男女別学は差別ではなく配分的平等という考え方をし、これは男女のトイレを別ける原理（形式論理）と同じで、白人と黒人の別学は平等々という考え方とは違ふと述べている。しかし技術・家庭科の男女別学は白人と黒人の差別と全く同じである。

戦後、戦前の差別教育を廃して中学校は家庭科も共学であったが、一九五八年の学習指導要領の改訂で技術・家庭科の別学ができた。その時の文部省の説明をみると、「男女の違いが中学生で別れてくる。家庭での手伝いが違う。男の子は電気器具の修理、女の子は洗たく、料理。これら特性に基づいて二系列に分れた。」と述べている。電気器具の修理と洗たく・料理では量的違い（毎日の仕事と一年に数回の仕事）があり、この量的差は、女は家事の手伝いをすべきだが、男はする必要がないという質の差に転化する法則がある。又、手伝いという用語自体おかしなく、むしろ分担すべきである。

家族という共同生活の中でそれぞれの立場で分担する事になると、女だけが分担して、男が分担しなくていい事はあり得ない。文部省の説明はその点当然差別であり、女は家庭、

男は社会の考え方になる。

文部省は高校で女子家庭一般四単位必修、男子格技必修としたがこれも差別である。

女子教育の歴史をみると差別が明らかになる。明治五年の学制では規定により、高等小学校、尋常小学校、貧民小学校、女児小学校、廃人小学校、幼稚小学校とわかれていた。この場合、尋常小学校（異常でない小学校）とは、男の子、経済的余裕のある子、都会の子、五体満足の子、六才以上の子—尋常々という規定のもとにあり、富国強兵（論理的には強兵富国）政策による差別的評価思想から生まれたものである。高等教育を見ても男女の本質的平等という考え方はなかった。（女子の場合その上が師範で頭打ちの高等女学校と肩を並べる男子の教育機関は、さらに高等学校、大学をひかえる中学校であった。）

戦後の教育改革は女子教育の進歩が大きな柱であった。男と女には違いがあるが人間としての共通性はたくさんある。今迄のように女だからといって家事、裁縫をやらせ社会的進出をはばむ事は女性の不幸のみならず、社会にとつて大きな損失である。従って、お互いに協力し合つて進出する事が大事であり、そこからも家庭科の男女共学の考え方が生ま

れてくる。

小学校の教科書でも差別があると思う。家族の生活時間表の中で、母親は家族よりも早く起き、遅く寝る事になっている。「女大生」や古代奴隷制社会や中世封建社会の家族制度と同じ考え方である。婦人の歴史が家内奴隷からの解放の歴史と考えると、共学になってくる小学校の家庭科すら差別思想が前提になっている。何よりも問題なのは国語や社会科が男女差別で作られている事である。

中学になると性的に成熟し、男や女である事を自分だけで考えなければならぬ時に、教育で枠づける事は大いに問題である。これは家庭科の男女共学だけでは片付かず、婦人に関する差別撤廃宣言にみられる所まで家庭科をやつていかなければならないし、その為には就学前の家庭教育においても、又、小学校の各教科でも婦人解放と男女平等をやつていかなければならないと思ふ。

次に、「公立の男女別学高校は憲法違反ではないのか」という質問を口火に討論にはいった。公立高校が男女別学である福島県では募集要項には明記されていないが二重三重と女性を入れない仕組みができていく。埼玉県では高校の男生徒自身が、女子がはいると進学



5. 家庭科の独立について

制度案では共通教科としての家庭科を廃止し、その内容は必要なものに限り、技術科、総合学習等に吸収してゆくという方針をとっているが、この委員会では慎重に検討の結果、第三階梯、第四階梯において共通教科としての家庭科をおくことにした。問題は教科の名称としての家庭科の存否にはなく、どのような内容の教育をするかにかかっているし、現に技術・家庭科のうちの家庭科分野の担当者間では、深い研究とすぐれた実践が進められているので、それを生かす意味もこめて、独立教科としておくことにした。

6. (略)

補章 高校教育課程の改革について(略)

II 各領域の改訂方針と見とおし

(I) 教科

一、一八(全文略)

九、家庭

1. 現状と問題点(略)

2. 家庭科教育のあり方

(1) 家庭科研究の経過(略)

(2) 家庭科の本質

① 家庭科の目標は

(1) 憲法に定める「健康にして文化的な生活(第二五条)」と「婚姻の成立、維持における男女の本質的平等」(第二四条)の実現をめざして、

(2) そのために、生命と生活の再生産にかかわる家庭の営みとそのしくみを家庭科教育の独自の対象としておさえ、a 家族の営みとしくみの中で事実を正しくとらえ、b いのちとくらしを守り発展させるために、科学や技術をどう生かしてきたかを学びとることを通して、c 家庭生活の矛盾を認識し、d これを打開する道すじを展望し、実践しうる力を育てるものでなければならぬ。

しかし、家庭科が対象とする「生命と生活の再生産」は一方では、生活手段すなわち衣食住などの生活資料の生産とそれに必要な道具の生産とかかわり、他方では人間それ自身の生産すなわち種の繁殖とかかわるといふよ

うに広範な内容との関連でとらえなければならぬ。

② 家庭科の独自性についての意見

(1) まず家庭科の独自領域を明きらかにする場合、前述の二種類の生産のうちの後者にあたる「人間それ自身の生産すなわち種の繁殖」に限定し、生活手段の生産までとはとりこまないと現在のところ多数意見になっている。これに対して、両者は相互に関連し合っている生活するその社会の諸制度を制約している事実から、両者を統合し「技術教育」として一つの教科を編成すべきだという意見が中学校の現場を中心に一部には存在している。

現在のところ多数意見になっている二本立論、すなわち生活資料や道具の生産に関しては「技術教育」で、生活資料の消費過程における人間それ自身の生産・再生産は「家庭科教育」という主張の背景には、生活資料の生産と生命そのものの生産という「二種類の生産」をめぐる深刻な状況の間には質的な差異があり、人間的危機の克服のためには両者を別個にとり上げるべきだとする見解がある。もちろん生産と消費のカイ離こそ現代の根源的矛盾が存在することを考えれば、どら

らに傾斜しようとも、両者は可能なかぎり交差し合う必要のあることはいうまでもないのだが、現代における「いのちとくらし」の周辺にはあまりにも問題が多く、しかも権力側の思想攻撃はそこに集中し、国民の自覚ははぐらかされ昏迷させられている実状を見落すことはできない。

(四) また、日教組教育制度検討委員会、日本の教育改革を求めてのなかで指摘している「現代家庭の教育力をどり高めるか」「母子の権利の同時保障」また「男女の新しい協同と共学制」を実現するためにも「労働生活における平等、生命の再生産の尊重を媒介としての男女共同の新しい可能性」を追究する男女共修の家庭科は一つのカナメとして位置づいていることも加えておきたい。

い 人間はそれ自身の再生産のために、衣食住の確保と生殖・保育・教育のいとなみを、その時代の社会制度に規定された家族集団によってすすめているが、そのあり方は社会生活一般には解消できぬ特殊性をもちしかも生産様式の発展と社会化が進行するなかで家庭はますます消費的性格と資本への従属性を強め、矛盾の激化にともなって権力の支配意図はいよいよ巧妙に強められている。家庭生活

に関する科学は生活の諸側面に関する個別の科学を、自然的人間の継続、発展の観点から総合するだけではなく、したがって家族や家族制度・文化水準などの社会的人間としての機能の発達という観点からも総合される必要がある。その点からいって家族や家族制度への歴史的認識を欠いた「生活一般」を対象とする「生活科学」的な発想では不十分と考え、私たちは家庭生活についての諸科学と教育を独自に追求する必要がある。

(二) また、子どもの側からいえば、家庭は学校とならんでもっとも普遍的で重要な学習の素材を得たり、学習の成果を検証したりする場としてもきわめて有効であり、その点からも独自性をもっている。

(3) 家庭科の系統性について

家庭科は、独自の科学体系や文化価値をもたないということから教科として存立し得ないという意見があるが、学問的体系の裏づけをもたないものは教科ではないという教科のとらえ方は妥当でない。

教科とは、子どもたちが学習する知識や技術などの文化を、教育的視点から系統的に組織したものである。子どもの発達と家庭生活の関連は一定の法則性をもっており、家庭科

は、家族の営みとそのしくみを子どもの発達と生活の必要に即して教育的、系統的に組織したものである。とりわけ、最近における家庭の破壊のなかでは、学校で、家庭生活とそれにかかわる諸科学の成果について系統的・科学的に指導することが必要となっている。

① そこでここでは生活文化の発展と関連で、また個別科学の成果を配置して仮説的ながら家庭科教育の内容を次のように組織してみた。

(1) 生命維持のための中心のないとなみ(くらし自体)である衣食住にかかわる領域では a なぜ食べるか、なぜ着るか、なぜ住居が必要かなどの衣食住と生命維持とのかかわりについての科学(自然・社会)的知識

b 何を食べるか、何を着るか、どんな住居かなど衣料、食料、住居材料の選択や配合についての科学的知識や文化の伝統

c どのように食べるか、着るか、住まうかなどの科学的知識と技能・技術の基本、文化の伝統

d 現状はどうなっているのか、衣食住のいとなみやそのしくみをめぐる現代の生活矛盾の解明

e 衣食住の矛盾を克服してきた民衆の生命

と生活をまもるたたかしの歴史

- (四) 出産、育児、教育など生命の再生産のいとなみにかかわる内容では
  - a どのように生むか、育てるか、教育するかにかかわる科学（自然・社会）的知識・技術の基本
  - b 現状と問題点、今後の展望
  - イ 生命と生活の再生産にかかわる（イおよび）の経済的、制度的保障の内容として
- a 家計の現状と問題点、今後の課題
- b 家族制度の現状と問題点、今後の課題
- c 家族史

- 以上を概要として考えている。
- ② また、子どもの技能の発達や認識の順次性、あるいは内容と目標ともいうべきものとしては
  - (一) 技能の伝承と原理の感性的認識（やり方を知る）
  - (二) 自然科学的な認識（なぜ、そのようにするかを知る）
  - (三) 生活の現実認識（現状はどうなっているのかを把握する）
  - (四) 現実の社会科学的认识（なぜそうなっているかがわかる）

といった段階・内容が考えられるが、これら

は子どもの生活経験や他教科、とくに自然・社会・保健の学習と深いかわりがあるので段階は固定的なものではなく相互にからまり合いながら発展していくものととらえている。

### 3. 各階梯の大まかな見とおし

◎第一階梯（〃手仕事〃総合学習のなかでとりあげる）

幼児期にひきつづいて興味と関心の主な対象になっっている家庭生活を中心とした身近の生活資料や母親の生活をとり上げる。そのなかで家事処理についての個別技能の伝承や食品・糸、布を素材とした工作あそびを通しての材料認識、庖丁、ハサミ、針など生活用具について学習しながら、日常的な衣食住についての身のまわりの生活が自分でできるような基本的な訓練を行う。

◎第二階梯（家庭科としては置かないが社会や総合学習のなかで可能な限り位置づける）  
衣食住についての基礎的技能的伝承を系統的にすすめる。とくに生命をまもるための必要条件を認識させる、とくに生命をまもるための必要条件を認識させる、何をどのようにに食べるか、何をどのようにに着るか、どのようにに住まうかのやり方を可能な限り科学的な方法で把握させる。この階梯では現実の家庭生活への参加を重視し、そのなかで「現状はどうなっているか、なぜそうなのか」といった社会的な事実を認識させる。またこれらの学習にあたっては家庭との協力がぜひとも必要である。また、この階梯までには、食べること、着ること、住まうこと等の身のまわりの処理が自分でできるようにしたい。家族や家庭生活をさらに豊かに、リアルに、多面的に発達させる。

◎第三階梯（この階梯では独立の家庭科をおき、男女共修とする）  
衣食住のいとなみと生命とのかかわりに重点を置いて「なぜそうするか」をこの階梯では自然科学的視点を重視してつかませる。

生活資料や生活用具の歴史的、社会的視点からの学習も導入しつつ人間性疎外の実体をあきらかにする。この階梯ではまた生徒の性的発達や異性への関心をとらえて、家族集団の土台となる生殖にかかわって性の生理的・文化的側面についての初歩的学習も行う。

◎第四階梯（この階梯にあっても家庭科は独立の教科とし、男女共修とする）  
衣食住については歴史、地理的視点から現代の生活課題をあきらかにする。出産、育児

の科学的理解、保育・家族、家計の現状と問題点を構造的、歴史的にとらえるなかから今後の課題を解明する。またそれらを通して家庭生活をめぐる経済的、制度的矛盾や政治的課題を自らの生き方とかかわらせながら把握する。

一〇、(略)

③ 総合学習(略)

④ 自治的諸活動(略)

(N・W)

「男女別学も変えましょう」。。。。。

「東京では、家庭科の男女共修をすすめる会々が発足しようとしています」と駒野陽子さんからお手紙を戴いたのは、福島県に住んで公教育の男女別学に怒り、たった一人の闘いにホトホト疲れていた時でしたので、別世界を見るような、羨ましさを感じました。しかし、考えてみれば、根は全く一つで「男女の特性」にみあった教育をするということ。

地方に於ける別学が、水中の鏡となって、都会の進んだ活動の足を、ひっぱり続けるろうと、頑張る気力をふるい起しました。

福島県は特にひどいのかも知れませんが、都市部は全く男女別校、郡部でも共学とは名ばかり、職業科に入っても普通科はだめか、又はクラスが別々の併学が殆どという有様です。

教科書も男子は程度の高いB、女子は低いAと差別されています。

しかも募集要項に別学の規定はなく、中学での出願先指導や、高校長の裁量権で完全にしめ出しているという卑劣な手段がとられているのです。

このよきな県は、全国に沢山あると思われる。募集要項に別学と記してないとか、職業科に女子も居るといふ理由で文部省の資料に共学校としておせてあるのが現実なのです。

六月二十一日の会(憲法と家庭科教育)に於て、男女別学のことを取上げられ、本当に喜ばしく存じました。

この会と直接の関連はありませんが、「国際婦人年をきっかけとして行動を起す女たちの会」の内の教育分科会が、別学の問

題に息永くしつこく喚びついで行こうとしています。

今、手始めとして各県の①別学校の本当の数及び男女別教員数の調査 ②別学に於て差別を感じた手記募集を行っています。

別学の現状に怒りをお持ちの方々是非左記に御連絡下さることを期待いたします。

国分寺市新町二一十九一四

盛生 高子

最新刊

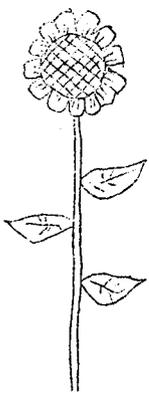
男女共修の家庭科で何を教えるか

中学・高校実践例を中心に

定価 二〇〇円

送料 五五円

家庭科の男女共修をすすめる会編







のわからぬ発言をつづけるつもりであります。N TVでも12チャンネルでも、高校・大学生がいっしょに話したり、コンタクトを持ちたい様子が強く、若い世代もいっしょに運動をすすめる可能性、必要性を痛感した。

(樋口恵子)

### 上坂冬子氏に反論する

六月二十八日日経夕刊「家事・育児・男に渡してなるものか」に対して

上坂冬子氏は六月二十八日、日本経済新聞夕刊紙上で、「家事と育児、男に渡してなるものか」という文を書かれ、サブタイトルには「女の喜び大切に……浅はかな男女ク折半ク論」とある。

内容は、上坂氏のごきょうだいの家庭をみてみると、家庭というのが、どんなに「うま味」のある場所であるかがわかるということを通じておられる。例えば、妹さんがパン作りの名人であり、パン作りはどうしてそんなに楽しいかと問うと「……イーストキンがブクブク発酵することも楽しいし、プーッとふくらんできてああ成功 と思う時もうれいし、子供が鼻の穴ヒクヒクさせて食べるのも面白

いワ」と語り。また、弟さんの赤ん坊が、ミルクを飲み干した後、びっくりするほど大きなおならをする。それがおかしいといつて食後、赤ん坊のそばにしゃがみ込み、やがて「やったアツ」と笑いこぼるのが日課だといふ。この二つの例をひき、今年に国際婦人年で、家事、育児折半論も出ているが、上坂氏は、女性の味方だから、あえて声を大にしたいといふ「バカな取引きはやめろ、男女平等思想はいい、けれど家事、育児は男に渡してなるものか」と、そして最後に、「無味乾燥な家事、育児折半論や男の子にも家庭科をなどという底の浅い教育論のくわで荒らされてたまるかと思わずにはいられない」と結んでいる。

パン作りの楽しさ、赤ちゃんのおならのおかしさも私は少しも否定する事はない。多くの男性や女性が現にそう思ったものを味わっていると思う。しかし、問題はそれよりな例から、すぐ、「家事・育児男に渡してなるものか」に飛躍してしまふ考え方である。以前どこかの新聞で、ベターホーム協会というのが、パン作りの楽しさを教えた所、数多くの男性が集まってきたということが報道されていた。そしてまた、上坂氏自身がおっしゃっている通り、赤ちゃんのおならとて、夫婦二人で現に楽しんでいるではないのか、上坂氏が、一日も早く、女性にとって楽しいことは男性にとっても楽しいのではないかというこ

とに考えがむいて下さることを望む。

### 日誌メモ

- 5・22・23 第一六回全国婦人の集い中央集会(同盟系)署名集め、パンフ販売(塚本)
- 5・25・26 第二〇回はたらく婦人の中央集会(総評系)署名集め・パンフ販売
- 約一〇〇部(梶谷・嶋田・中嶋)
- 5・27 N TVあなたのワイドショー「男性上位社会を樋口恵子が切る」(樋口・俵出演)
- 5・27 東京12チャンネル「君はどう考える」(市川・樋口出場)
- 5・28 ニュース6と6月21日の討論集会の案内状発送
- 5・31 6・1 はたらく婦人の中央集会(婦団連等)署名集め・パンフ販売(梶谷・中嶋・馬場)
- 6 国際時代 「男子にも家庭科教育は必要」(塚本 取材に依る)
- 6・7 シンポジウム「現代における日本の婦人問題を考える」N.G.O主催 決議に「中学・高校における女子のみの家庭科必修反対」をもちこみ文部大臣に手渡す。(竹中氏)
- 6・8 教課審委員 修坂甲南大学学長に面会(梶谷・馬場・半田)